

## 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

### ○微生物

欧州委員会(EC)健康消費者保護総局(DG SANCO)、シュマーレンベルグウイルスに関する情報を公表

公表日： 2012/2/8 (2012/4/13 更新) 情報源：欧州委員会(EC)健康消費者保護総局(DG SANCO)

[http://ec.europa.eu/food/animal/diseases/schmallenberg\\_virus/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/animal/diseases/schmallenberg_virus/index_en.htm)

欧州委員会(EC)健康消費者保護総局(DG SANCO)は2月8日、シュマーレンベルグウイルスに関する情報を公表した。

#### 1. シュマーレンベルグウイルスについて

シュマーレンベルグウイルスは、最初に同定された場所にちなんで命名されたウイルスである。ゲノム情報から、ブニヤウイルス科オルトブニヤウイルス属のシンプ血清群に属するウイルスであることが確認された。

この群に属するウイルスは、主にアジア、オーストラリア、アフリカ及び中東(イスラエル)の反すう動物から検出され、主に蚊(*Culicidae*)又はヌカカ(*Culicoides*)により伝搬される。動物から動物への直接的な感染は、ウイルス血症の母獣から胎児への胎盤感染以外には確認されていない。

#### 2. 欧州連合(EU)は何を行っているか

(1)ECはシュマーレンベルグウイルスの管理に関する科学的専門家セミナーを開催した(2012年4月2日)。

(2)欧州食品安全機関(EFSA)は、ECからの要請を受けて技術報告書を公表した(2012年3月30日)。

(3)EUのフードチェーン及び動物衛生に関する常任委員会(SCoFCAH)は、ECの作成した指針(2012年2月7日)に基づいて今後数か月以内にEU内で実施される措置を承認した。

(4)ECは、EFSAに対して、当該ウイルスの動物及び公衆衛生へのリスクに関する緊急の科学的及び技術的支援を求めた。

(5)EU加盟国の各主任獣医官はECと協議し、ECの作成した情報短信(Information note、2012年1月25日)を承認し、疫学状況を検討した。当該情報短信の概要は以下のとおり。

- 1)シュマーレンベルグウイルスがヒトに病気を引き起こす可能性を示す証拠はない。
- 2)生体動物及び生体動物に由来する肉、乳、畜産副産物がシュマーレンベルグウイルス感染のリスクをもたらすと考えられないため、EUは、他のオルトブニヤウイルスと同様にシュマーレンベルグウイルスに関する貿易規制を行っていない。
- 3)入手可能な情報に基づき検討した結果、EUは、EU域内で生産された反すう動物(牛、めん羊、山羊)及びこれらに由来する製品の輸出に対する規制措置は必要ないと考える。

#### 3. リスクはあるか

当該ウイルスがヒトに対して病気を引き起こす可能性を示す証拠はない。欧州疾病予防管理センター(ECDC)は、人獣共通感染症リスクについて評価を行い、「当該ウイルスがヒトに病気を引き起こす可能性はほとんどないが、現段階において完全に排除することはできない」と結論付けている。

#### 4. 発生国

複数のEU加盟国は、反すう動物の不審な流産、死産又は先天性奇形の報告を公表している。現在までに当該疾病が発生した国はドイツ、オランダ、ベルギー、英国、フランス、イタリア、ルクセンブルク、スペインである。

## ○関連情報（海外）

- ・国際獣疫事務局(OIE)：シュマーレンベルグウイルス感染症に係る専門家会議の結果を発表  
<http://www.oie.int/for-the-media/press-releases/detail/article/oie-scientists-review-knowledge-on-schmallenberg-virus/>
- ・欧州食品安全機関(EFSA)：シュマーレンベルグウイルス(SBV)に係る第2回目の技術報告書を公表  
EFSAは、SBVの特性及びSBV感染による動物衛生、畜産及び動物福祉に対する影響について、本年5月31日までに評価を行う予定である。  
<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/120402.htm>
- ・欧州委員会(EC)健康消費者保護総局(DG SANCO)：EC及びEU加盟国のシュマーレンベルグウイルスの状況に関する声明を公表  
[http://ec.europa.eu/food/animal/diseases/schmallenberg\\_virus/docs/statement\\_schmallenberg\\_17022012\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/food/animal/diseases/schmallenberg_virus/docs/statement_schmallenberg_17022012_en.pdf)
- ・ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)：シュマーレンベルグウイルス、食品を介しての感染の可能性は低いと発表  
<http://www.bfr.bund.de/cm/349/schmallenberg-virus-infection-through-food-unlikely.pdf>  
【英語版抄訳】  
<http://www.bfr.bund.de/cm/349/schmallenberg-virus-infection-through-food-unlikely.pdf>
- ・フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)：欧州で新たに確認された新種ウイルスのシュマーレンベルグウイルスについて意見書を公表  
<http://www.anses.fr/Documents/SANT2011sa0349.pdf>
- ・オランダ国立公衆衛生環境研究所(RIVM)：シュマーレンベルグウイルスに関する専門家会議の報告書を発表  
[http://www.rivm.nl/Bibliotheek/Algemeen\\_Actueel/Nieuwsberichten/2012/Advies\\_deskundigen\\_beraad\\_Schmallenbergvirus](http://www.rivm.nl/Bibliotheek/Algemeen_Actueel/Nieuwsberichten/2012/Advies_deskundigen_beraad_Schmallenbergvirus)

## ○関連情報（国内）

### 農林水産省：シュマーレンベルグウイルス感染症に関する情報

- ・発生国から日本への偶蹄類関連品の輸入については、牛精液(ドイツ、オランダ、フランス、イタリア)及び牛受精卵(オランダ)が現在輸入可能(下線部は過去3年間に輸入実績がある国)。その他の畜産物及び生きた動物は、BSEに関連して輸入が停止されているか又はそもそも家畜衛生条件が設定されていないため、日本に輸入できない。
- ・ドイツ、オランダ及びイタリアから日本に輸出される牛精液、牛受精卵の家畜衛生条件にシュマーレンベルグウイルス感染症に対する措置(本病を疑う臨床症状がないこと。異常が見られた場合には、診断検査が実施され、陰性が確認されていること。)を追加している。

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/pdf/120315\\_sbv\\_risk.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/pdf/120315_sbv_risk.pdf)

※詳細情報及び他の情報については、食品安全総合情報システム(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>)をご覧ください。